

蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ワーケーションを実施する企業を誘致することで、雇用の維持拡大及び既存施設利活用の促進を図り、もって地域経済の活性化及び地域課題の解決に寄与するため、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オフィス 法人が自らの事業を実施するための施設（工場、倉庫及び店舗を除く。）をいう。
- (2) 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第6号に規定する公益法人等、同項第7号に規定する協同組合等及び同項第9号に規定する普通法人（法人格を有する見込みのあるものを含む。）をいう。
- (3) 常用雇用者 オフィスを主たる勤務地とし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定に基づく解雇の予告を必要とする者（出向者を含む。）をいう。
- (4) ワーケーション テレワーク等を活用し、豊かな自然環境、観光資源その他地域資源を有する本市で仕事をしながら自分の時間も過ごすことをいう。
- (5) 開設日 補助金の申請に係るオフィスの開設の日をいう。
- (6) 基準日 開設日が月の初日である場合は同日をいい、開設日が月の初日以外である場合は開設日が属する月の翌月の初日をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ワーケーション（短期的なものを除く。）を実施するために、オフィスの開設及び定着を行う事業（開設するオフィスは賃貸型に限る。）とする。

2 補助事業の対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 補助金を初めて申請する年度（以下「初年度」という。）の場合 基準日から

基準日が属する年度の3月31日まで

- (2) 初年度の翌年度以降の年度（以下「次年度以降の年度」という。）において継続して補助金の申請をする場合 当該申請年度の4月1日から当該申請年度の3月31日又は基準日から起算して5年を経過する日（以下「5年経過日」という。）のいずれか早い日まで

（補助対象者）

第4条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者とする。

- (1) 初年度の場合 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。ただし、市長が適当でないと認める場合は、この限りでない。

ア 開設日より前に市内にオフィスその他当該法人が経済活動を行う場所を有していないこと。

イ 申請日までにオフィスの開設及び賃貸借契約の締結を行っていること。

ウ 申請日から3年以上計画的に補助事業を実施する見込みがあること。

エ 市税を滞納していないこと。

オ 宗教活動又は政治活動を目的とするものでないこと。

カ 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。

キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により営業の許可又は届出を要する事業を営んでいないこと。

- (2) 次年度以降の年度において継続して補助金の申請をする場合 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

ア 初年度の申請に係るオフィス（複数ある場合は、全てのオフィス。イにおいて同じ。）を継続して設置していること。

イ 補助対象期間中に、初年度の申請に係るオフィスの賃貸借契約を継続する見込みがあること。

ウ 補助対象期間の末日において市内に住所を有する常用雇用者を1名以上雇用していること。

エ 前号ウからキまでの規定に該当すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表

に掲げる費用とする。

- 2 国、市その他地方公共団体が実施する他の補助金（以下「同一補助金」という。）において、同一の補助事業及び経費の申請を行っている、又はその見込みがある場合は、当該経費を補助対象としない。
- 3 複数のオフィスを開設する場合に係る補助対象経費は、開設日が最も早い日のオフィスに限るものとする。この場合において、開設日を同一とするオフィスが複数あるときは、開設日を同一とする全てのオフィスについて、補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た補助算定額に雇用加算額を加算した額とする。

- 2 雇用加算額は、補助対象期間（補助対象期間の途中で雇用した者にあつては、当該補助対象期間に係る年度の1月1日から補助対象期間の末日までの期間）において、同一の者を継続して雇用した場合に加算するものとし、その額は別表に定めるものとする。ただし、基準日がその属する年度の1月1日後である場合にあつては初年度の雇用加算額を0円とし、5年経過日がその属する年度の1月1日前である場合にあつては当該年度の雇用加算額を0円とする。
- 3 補助算定額及び補助金の額の限度額は、別表に定める額とする。
- 4 前3項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）が、補助金を初めて申請するときは、当該申請に係るオフィスの賃貸借契約締結の30日前までに、補助対象者の要件等について市長の事前確認を受けるものとする。

- 2 申請者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる期日までに、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に市長が定める必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 初年度の場合 基準日

(2) 次年度以降の年度において継続して補助金の申請をする場合 当該申請年度の4月1日

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、前条の申請者に対し、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、速やかに通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付に当たり、特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認及び交付決定の変更)

第10条 第8条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金補助事業変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業の変更申請が交付決定の前である場合は、交付決定をもって、第1項に規定する市長の承認を受けたものとみなす。

4 市長は、前項の場合を除いて、第1項の規定により補助金の交付の決定を変更した場合は、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金補助事業変更決定通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第11条 交付決定者は、補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金補助事業中止承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により中止を決定した場合は、蒲郡市ワーケーション企業

誘致促進事業費補助金補助事業中止承認通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第13条 前条の規定にかかわらず、交付決定者に譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該交付決定者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、市長の承認を受け、当該交付決定者の地位を承継することができる。

2 前項に規定する交付決定者の地位を承継しようとする者は、速やかに蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金補助事業承継承認申請書（第7号様式。以下「承継承認申請書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の承継承認申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、これを認めたときは、地位を承継しようとする者に対し、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金補助事業承継承認決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第14条 交付決定者は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日又は5年経過日から起算して30日経過する日のいずれか早い日までに、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）に市長が定める必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査の上、交付すべき額を確定し、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金確定通知書（第10号様式。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 交付決定者は、前条の確定通知書を受け取ったときは、速やかに蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金交付請求書（第11号様式）を市長に

提出するものとする。

(補助金の決定取消し及び返還)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金を既に交付しているときは、期間を定めて、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第4条の要件に該当しないことが判明したとき。ただし、自然災害、市内別拠点への移転その他やむを得ない事由によるオフィスの撤退はこの限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の取消しをするときは、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知をする場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、蒲郡市ワーケーション企業誘致促進事業費補助金返還命令書（第13号様式）により、期限を定めてその返還を求めることができる。

(加算金及び遅延利息)

第18条 市長が、前条の規定により補助金を返還させる場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延利息については、規則第20条に規定する補助金等の返還の例による。

(補助金の経理)

第19条 交付決定者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存するものとする。

(報告及び立入調査)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定を受けようとする補助対象者若しくは交付決定者に対して必要な報告を求め、又は市の職員をして当該交付決定に係るオフィスへの立入調査をさせることができる。

(雑則)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	オフィス賃借料 通信回線料
補助率	1年目：8／10以内 2年目：5／10以内 3年目：4／10以内 4年目以降：2／10以内
補助算定額の限度額	1年目：300万円 2年目：200万円 3年目：150万円 4年目以降：80万円
雇用加算額	市内に住所を有する常用雇用者で、次の各号に掲げるものに応じて、当該各号に掲げる額を積算した額。ただし、補助算定額を限度とする。 (1) 雇用保険に加入する者 1人あたり25万円 (2) 雇用保険及び社会保険に加入する者 1人あたり50万円
補助額の限度額	1年目：360万円 2年目：240万円 3年目：200万円 4年目以降：100万円

備考

- 1 オフィス賃借料については、敷金、礼金、共益費、光熱水費、駐車場代その他これらに類する諸経費を除き、月額30万円を限度とする。
- 2 「通信回線料」とは、オフィスで利用するインターネット接続、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバー及びドメインの利用料をいう。
- 3 「1年目」とは基準日から基準日から起算して1年を経過する日までとし、「2年目」とは同日の翌日から基準日から起算して2年を経過する日までとし、「3年目」とは同日の翌日から基準日から起算して3年を経過する日までとし、「4年目以降」とは同日の翌日から5年経過日までとする。